

# ○播磨高原広域事務組合水道事業給水条例

## 施行規程

(平成10年4月1日)  
(管理規程第9号)

(目的)

第1条 この規程は、播磨高原広域事務組合水道事業給水条例（平成10年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受水槽の設置)

第2条 一時に多量の水を使用する箇所、その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。

2 受水槽設備等の設置に関する事項は、管理者が別に定める。

(集中検針装置の設置)

第3条 条例第4条第2号に規定する共用給水装置により給水を受けようとする者のうち、集合住宅等で管理者が必要と認めるものは、集中検針装置を設置しなければならない。

(給水装置の新設等の申込)

第4条 条例第5条の規定により、給水装置の新設等をしようとする者は、給水工事申込書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(工事費の算出基礎)

第5条 条例第9条第3項に規定する工事費の算出基礎は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 材料費については、管理者の定める材料単価表
- (2) 労力費については、各工種別工率及び賃金表
- (3) 道路復旧費については、道路管理者の定める道路復旧工事単価表
- (4) 間接経費については、管理者の定める間接経費

(構造及び材質の基準)

第6条 給水装置の構造及び材質の基準については、条例に定めるもののほか管理者が別に定める。

(工事費の予納の期限)

第7条 管理者が施行する給水装置工事の工事費の予納については、工事費の概算額

を通知した日から30日以内に納入しないときは、その工事の申込みを取り消したものとみなす。

(工事費の後納)

第8条 条例第10条第1項ただし書きの規定により、工事費の概算額を予納する必要がないと認める工事は、次のとおりとする。

- (1) 官公署その他公共施設の工事
- (2) 設計変更による簡単な追加工事及び応急の工事

2 同条第2項に規定する工事費の概算額の精算により過不足を生じたときは、還付又は追徴する。

(工事費の分納ができる者の範囲)

第9条 条例第11条の規定により工事費の概算額を分納できる者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者とする。

(代理人選定届)

第10条 条例第17条の規定による代理人の選定の届出は、給水装置所有者代理人選定（変更）届（様式第2号）によるものとする。

(総代人選定届)

第11条 条例第18条第1項及び第21条第2項第4号の規定による総代人の選定の届出は、給水装置総代人選定（変更）届（様式第3号）によるものとする。

(水道の使用開始、変更等の届出)

第12条 条例第21条第1項の規定による届出は、水道使用開始（中止・廃止・再開）届（様式第4号）及び私設消火栓使用届（様式第5号）によるものとする。

2 条例第21条第2項第1号から第3号までの規定による届出は、給水装置所有者（使用者）異動届（様式第6号）及び消火栓使用届（様式第7号）によるものとする。

(無料修繕)

第13条 条例第23条第2項ただし書に規定する修繕に要した費用を徴収しない場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 止水栓等における漏水で管理者の認めた修繕
- (2) 故障によるメーターの取替

(給水装置及び水質の検査)

第14条 条例第24条第2項の規定により検査の実費額を徴収する場合は、次の各号の

いずれかに該当する場合とする。

- (1) 給水装置の機能については、通常の検査以外の検査を行うとき。
  - (2) 水質については、飲料の適否に関する以外の検査を行うとき。
- 2 管理者は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

(使用水量の端数計算)

第15条 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月の使用水量に算入する。ただし、給水装置の使用を中止し、又は廃止し、若しくは給水を停止した場合に1立方メートル未満の端数があるときは、切り捨てて計算する。

(使用水量の認定)

第16条 条令第28条の規定により使用水量を認定する場合の方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったとき又は使用水量が不明のときは、前6か月間の平均使用水量又は前年同一期間の使用水量、若しくは正常なメーターにより計算された水量を基礎として合理的に算定された使用水量
- (2) 共用給水装置により使用水量を認定する場合は、管理者が別に定める。
- (3) その他必要と認めたときは、使用の実態を考慮した見積量

(料金等の納入通知)

第17条 条令第31条第1項に規定する料金の納入通知は、水道料金納入通知書兼領収書(様式第8号)又は、水道料金納入済通知書兼原符(様式第9号)によるものとする。

- 2 料金以外の納入通知は、納入通知書(様式第10号)によるものとする。

(集合住宅等の加入負担金の計算)

第18条 集合住宅等の加入負担金は、各戸(箇所)に設置する水道メーター(以下「子メーター」という。)の口径により、各戸(箇所)ごとに計算した加入負担金の合計額と、組合の水道メーターに対応する加入負担金とを比較し、そのいずれか多い額とする。

- 2 子メーターを増設する必要が生じた場合の加入負担金の算定方法は、既に納付している加入負担金相当額を控除して算定するものとする。

(集合住宅等の手数料の計算)

第19条 条令第33条第1項に規定する手数料のうち、集合住宅等の手数料の計算につ

いては、前条の規定を準用する。

(補則)

第20条 この規程の施行に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

様式 (省略)